

「保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画における新たな保育所改築支援」提出書類一覧表

施設名：

○この一覧表を一番上にし、下表の順番のとおりインデックス（番号のみ記載）を付け、A4縦のフラットファイルに綴じてください。

○応募書類提出の際は、必ずこの一覧表のチェック欄に記入しながら漏れがないことを確認してください。

○応募内容によっては、下記以外の書類を提出していただく場合があります。あらかじめご了承ください。

	番号	提出書類	備考	様式	チェック欄
事業計画	1	実施申請書		1	
	2	事業計画書		2	
	3	施設の沿革・経歴		3	
	4	設立趣意書		4	
	5	整備スケジュール	別紙のスケジュール案を参考に作成すること。	－	
	6	資金計画書		5	
	7	工事費見積書	本体工事、設計監理、解体撤去工事、仮設園舎整備等の補助対象経費にかかる根拠資料を提出してください。	－	
建物関係	8	案内図	現園舎、新園舎、仮設園舎の最寄駅、施設、屋外遊技場の位置が分かるもの。 ※新園舎及び仮設園舎の住所を案内図上に記載すること。	－	
	9	変更前後の配置図	建物の配置や、敷地との位置関係を示した図面。 仮設園舎を含む。	－	
	10	変更前後の平面図	各室面積を明記し、保育室・遊戯室は有効面積を図面内に併記すること。仮設園舎を含む。	－	
	11	変更後の避難経路入り平面図	上記平面図に各部屋から2方向の避難経路を記載すること。仮設園舎を含む。	－	
	12	整備計画概要		6	
	13	登記事項証明書（土地・建物）	既存園舎、仮設園舎、新園舎に対応するもの 原本、３ヶ月以内のものを添付すること。	－	
	14	土地の契約書	賃貸の場合は契約書の写しを添付すること。	－	
	15	利用承諾書	事業者決定後に賃貸借する場合は提出すること。	7	
	16	現況写真	現園舎、仮設園舎建設予定地、新園舎建設予定地（移転の場合） 全景がわかるものを添付すること。（２枚程度）	－	
	17	木造（非木造）老朽度調査票の写し	「老朽民間児童福祉施設等の整備について（令和５年８月２２日付こ成事第４３１号こども家庭庁育成局長通知）」に該当する場合	8	
	18	老朽度調査員の一級建築士免許書の写し		－	

運営法人関係	19	設置者の概要書		9	
	20	定款		—	
	21	法人の履歴全部事項証明書		—	
	22	将来の保育所運営について		10	
	23	決算書（直近3か年分）	監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証明する書類を添付すること。	—	
	24	当該保育所の収支計画書（予算書） （3年分：2027年度～2029年度）		—	
	25	借入金等返済（償還）計画書（今後5年間）		—	
	26	残高証明書	提出日から2か月以内のもの。複数の金融機関の証明を提出する場合、全て同一日のものとする こと。	—	
	27	納税証明書（社会福祉法人、学校法人以外）	提出日から2か月以内のもの。 ①納税額等の証明（法人税に係るもの）【納税証明書（その1）】 ⇒直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計年度と同年度のものの。 ②所得金額の証明（法人税に係る所得金額）【納税証明書（その2）】 ⇒直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計年度と同年度のものの。 ③滞納処分を受けたことがないことの証明【納税証明書（その4）】 ⇒発行前日の3か年前から発行日前日までのもの。 ※特定非営利活動法人で収益事業を行っていない場合は、公認会計士からの文書等、収益事業を行っていないことを示す書類を、代わりに提出すること。	—	
	28	現在運営する施設の運営規程	本事業に応募する施設のみ。	—	
	29	指導検査の結果通知書の写し	過去3か年度（2022年度～2024年度）にわたって、応募している施設に関する報告書を作成し、提出すること。結果通知において文書に指摘があった場合は、必ず改善報告書を併せて提出すること。提出書類は、文書指摘と改善報告書が文書番号等に対応していることがわかるように整えること。	—	